

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第31回理事会

平成9年11月

「アジア女性基金」めぐり対立

元慰安婦に補償を 支援組織発足

板ばさみ座視できず

高槻市の市民ら

は「通説が田畠正巳のところ」絶対的確証に成る事無く、
の説本源が多種多様、複雑である。されば、全國に亘る「田畠正巳」
が、全國に亘る「田畠正巳」
と認定を爲した。
が、全國に亘る「田畠正巳」
の出現は、實相から、精神的
成り立つた人の事だ。金
田耕十代や金田耕蔵が、
金田の一人を稱して「元
「改進新報」の編集者田畠
正巳」が認めた。それが、
の「田畠正巳」が、
の出現の成る、新聞所の
業者なりといふ。是れが、
またが、ほしの「元」二人
の事が、全国に亘る「田畠正巳」
の事だ。其の事は、
の事だ。

広島の國旗・國歌問題

文部省、県教委を指導

日本大蔵省（会員：齊本幸一）、「ワコール会式」五十九年、教科書選出の問題・国科編の一從事者安堵の問題について「先の国会審議事項述」で、「恩安堵の強制運行」

「政治の階級名義の「つらつら」と
「頭腦のない」人間社会」

卷之三

文部省は二十九日「日本の昭和二十年度の歴史教育を著むる新刊書の名」を公表した。昭和二十年度の教科書に掲載された題目である「新開主義論」に対する批評的文章が、その書名として選ばれたのである。

第3部分 读物练习

116 374

「死んだら撮れぬ もっと撮れ

「ナヌムの森Ⅱ」来年2月から公

「最近はハルモニ一人心
とのの静寂は落ち着かない事
だ」
「ハルモニ、日本大通
旅館二回ねが。同じ名なれ
ば旅館会社「ハントラ」
話〇三一三五五五一三九八
話〇く。

元慰安婦追った記録映画再び



川へ下るルートは、ハクセキルバ用の
たね（「ホクセキル」の「横田さん」）

ナチスによる強制労働

個人補償、獨政府、兩院制

東歐から請求続出か

【ボーナスの問題】ナチスのアーチ・ボンツの収入
が一人女性一千人だが、強制労働に対する不払い資金
地獄は五百、ドイツ政府に対し、原告の一人に一万五
補償を命じる判決を宣し落した。
裁判の十人の原告について
トヨ地獄は、むろに強制労
働者に対する補償を命じて
受けた。
「以上の理由」 裁判所
が述べた際行法の終りに裏
れた強制労働者に対する国
家賠償の必要性を認めた。被
害者のための法整備を政府
に求めた。今後、会議でや
個人権利を改められたばかり
も予想した。独政府は設
いた賠償額の被害者がい
たがために、会議で、アーチ
ボンツの因の土地で約一年
間、強制労働をさせられた
とした。一人約四万八千ル
ート(約四十六万円)の補
償を命じた。
公判で独政府は、強制労
働法が「イギリス風な」
との発言をして、英國の被
害者に命じた。「強制労
働法は、英國は決
して許さない」と主張。原告側は
「政府はよりよき政治を補
償せねばならぬ」

「強制労働の賃金」1人認め20人却下 ユダヤ人新規ボン地裁判決

【ポン5日=桜井元】ナチス・ドイツ時代、アウシュビッツ強制収容所に入れられたユダヤ人男性1人（係争中に死亡）と女性21人が独政府を相手どり、強制労働の未払い賃金の支払いを求めていた裁判で、ポン地裁は5日、1人の請求を部分的に認め、ほかの原告の請求をしりぞける判決を出した。「ナチス犯罪」による健康被害に対して政府が設けていた補償制度の対象となったかどうかを判断の標準とした。

この訴訟は、人種、宗教、政治的迫害であるナチス犯罪の被害者に限って個人賠償が行われてきた従来の制度から、一般的な戦争行為とされる強制労働へと個人賠償が広がるかが争点だったが、

はこれまでの枠組みを崩さなかった。

22人の原告はハンガリー、ポーランドの出身で、現ポーランド領にあるアウシュビッツ収容所に運行され、草薙工場で大砲の部品をつくる作業をさせられた。健常被害を理由に、何らかの補償を受けた人がほとんどだが、これとは別に未払い賃金の支払いを受ける権利があると主張。政府を相手どって1人当たり2万7000円^a（約190万円）から6万8000円^a（約480万円）までの支払いを求めた。

判決によると、請求が一部認められた。原告女性は、連邦補償法などに基づく既存制度による補償対象とならなかつたため、1万5000円^a（約105万円、請求額5万5000円^a）の支払いが認められた。

支那の税金を支払って、日本政府は一方で支那の税金を支払った。朝廷は15年、ボーリングのアーヴィングは支那の税金を支拂わざと、支拂わざとされ、財産を没収された。

は、米露施設院などのための、和解基金への注目が、ソ連によるもの、個人被騒音に対するとして感じていない。ボーフン・チエロが、イツへの態度を軟化させ、和解基金で手を打ったために、北大西洋条約機構(北大西洋条約機構(NATO)や歐州連合(EU))加盟店でイツの助力が必要いの背景もある。これが、不公平な税金の増税ではなく、税金の正義感が、ソ連の誠意回復から変わらなければ。(ボン・チエロ)

21人の訴え
ナチス迫制労働
資金強制訴訟

三一時評
11月17日

吉田 秀雄 (ハリエー支局長)

第三次大戦中の一九四四年、オーストラリアのカウラにあった捕虜収容所で、集団脱走を企てた日本兵、三百三十人とオーストラリア兵四人が死んだ。日本方面で本にもなり、かなり知られた事件だ。現地には立派な墓所と日本庭園があり、面所を結ぶ五ヶの道には十年前から、日本の香附やサクラ並木がくらが連む。平穡が春を迎える十月に祭りと慰靈祭が催され、今年も日本人だけではなく、地元民多数が参加した。祭りは日露親善のシンボル的存在といえる。

だが、日本兵の名の下に埋葬された捕虜の中に朝鮮人が（たぶん台湾人も）いたことに思いをはせる人はあまりいない。兵士の多くが捕虜になったのを恥じて偽名だったこともあり、人数ははっきりしないが、アルファベットで記された墓碑銘には、明らかに朝鮮系とわざし姓名がいくつか見える。数年前、現地や古文書館を通りてこの事件を調べた、当地在籍の韓国人新聞の関係者は「十八人の朝鮮人が含まれている」と話す。

今年の慰靈祭には、朝鮮人も台湾人も姿を見せなかつた。しかし、昨年は慰靈祭の前日、オーストラリアに住む日、韓、台灣系の多民族のお年寄りグループが、墓の前に各国旗を立て、國の歌をうたうなど、独自に慰靈を済ませた。グループのリーダーは「日本人中心の、翌日の慰靈祭で同じことをしたが、摩擦のたねになるから」と動機を語る。

在豪韓国人社会の一端を、「同胞の墓を日本人と分離して新たにいれるべきだ」「独立の慰靈碑を建立すべきだ」との声がある。墓地を管理する豪州側は「墓園埋葬され、物理的に不可避」としながら、問題を日本人と一緒に置かれたくない彼らの気持ちをよく伝わづいいが、

米コサンゼンス(日本)のペルー生まれの日本人、カルメン・望月さんが、米政府による戦中の強制収容に対する公訴事件と補償を求める仲間と一緒に、ペルーサンゼルス連邦地裁に提訴して一年余が過ぎた。第二次大戦中、日本側に捕らえられている米国人との交換交渉をしてペルーから両親と共に米国に強制送還された。六十四歳になった今、訴えることで向かをみつめている。が、裁判は一向と通じない。じつままでペルーグラハルメンの娘だ。とカルメンさん

強制移住、米は慰罪を

日系のカルメン望月さん

でなかた不法入国者として補償の対象にならなかつた。

カルメンさんはペルーの首都リマ郊外のカヤオ生まれ。沖縄出身の伯親は開拓農民として一年じるい人の息子を親類に預けて太平

洋を越えた。カルメンさんは十人の子供の末っ子だった。

四十一年十一月、日米開戦。翌年、ペルーの親米政権が日本と国交断絶し、国

テイーの諭制取密所に着いた。

ペルーを中心とする中

カルメンさんは「日本には戻れない」と思ひながら、

日本語も英語もよく

分からない。「ガイジン」

と冷たい視線を浴びながら

はカルメンさんの小学校で來た。逮捕状が自宅に届いて、父は死んだのだ。理由も行き先も分からぬまま、カルメンさんは四

五人が「捕虜交換」要員として日本に送られた。九百

原宿井松園のロレン・マ氏を殺していかれて、オルニト・相立・ロンタル・シチ校のジョン・シチダ教授は「米国憲法は、正義を守るためにアルコール飲料を作つて愚で配達したり、アル

た。

「おれは何も悪いことは

なかった」と、父は友人

が経営していた大きなバナ

ナ店で一年間閉れた。刑事

支援団体「正義を求める

沖縄の町では被爆され

いた。日本語も英語もよく

トウ出席。日本への強

制収容された約十万人

の日系米国人たちを離れて、

一人一万円の補償金を支払

った。だが、カルメンさん

たちの多くはペルーから

逃げて来た日本人は「当



▲カルメンさんの父、出島助さんは馬が大好きだったらしい。二十歳の時にペルーへ渡り、ペルー・カヤオで「母と父の結婚を決して忘れません」と誓ったカルメン

米国在日カルメンさん

（ロサンゼルス）

結婚し、銀行に勤めたが、二人の子供を育てたカルメンさんは、廿一年に米国に渡った。しかし、戦中の「不法入国者」扱いなど、何の手続もむけられなくなってしまった。

ロサンゼルスで日本人とも

なる。

カルメンさんは、銀

行方を隠していた。市民権をとった。しかし、「悔ひじや。私は政治家にならなかった。お父さんやお母さんはもう死んでしまったのに、それが

悔いのとどかない。今、もうやめがすむと感じます」

カルメンさんは、銀

行方を隠していた。お父さんやお母さんはもう死んでしまった。お父さんやお母さんはもう死んでしまった。お父さんやお母さんはもう死んでしまった。

'Comfort women' monument built

NAHA, Okinawa (Kyodo) A monument for the souls of Korean women who were forced to provide sex to members of the Japanese armed forces during World War II was dedicated Sunday on Tokashiki Island, Okinawa Prefecture.

The campaign to build the monument was started in 1992 by Hamako Kitta, 84, an egg mosaic designer from Sakai-gawa, Yamanashi Prefecture, and other people, who helped produce a movie featuring former "military comfort women" from the Korean Peninsula.

The movie "Ariran no Uta" ("The Song of Ariran"), directed by Pak Su Nam, a Korean resident in Japan, was

completed in 1991.

Tokashiki Island is where Pe Bong Gi, a Korean woman who was interviewed in the movie, was forced to provide sex to Japanese soldiers. She died in October 1991 in Naha at the age of 77.

Kitta, who first planned to help Pe with her livelihood, hit on the idea of building the monument because other monuments for the war dead did not mention "military comfort women."

The monument was designed by Mariko Ijuin, 48, a potter from Hiratsuka, Kanagawa Prefecture, who is a third-generation Korean resident, under the theme of "coming back of life."

Sin Dong Jin, 46, a relative of Pe, Pak So Dok, 65, who was forced to work in a war mobilization corps, and other people attended Sunday's ceremony and prayed for the souls of former comfort women.

Kitta said in her greeting, "The monument is not only for praying for the souls of the women but also for expressing an apology of Japanese and an antiwar pledge not to repeat the tragedy."

Envoy attends service

COVENTRY, Britain (Kyodo) Japanese ambassador Sadayuki Hayashi attended a special church service here Sunday for victims of World Wars I and II together with three Britons who were captured by the Japanese armed forces during World War II and became prisoners of war.

Hayashi became the first Japanese ambassador to attend the service.

Takashi Nagase, 79, from Kurashiki, Okayama Prefecture, a former interpreter of the Japanese military police for Allied POWs who were forced to work for the construction of the Thailand-Burma railway, sent a message by telephone to the service.



A MONUMENT for the souls of Korean women who were forced to provide sex to Japanese soldiers during World War II is dedicated Sunday on Tokashiki Island in Okinawa Prefecture. KYODO PHOTO

199 11/12 Japan Times

田原安政課長のモニターモードが完成、太平洋戦争中に日本が朝鮮半島から朝鮮遷出され、た従軍慰安室を運営する「アリラン部隊」のモニメント」の完成式が開催された。9日、社説欄に「新村（新村）」であった。

モニメントは、「田原安政課長のモサイク作家、森田洋子さんらが全国に慰安室を運営した。1991年1月20日、那覇市の西野で行われた元慰安婦の講演会（ぐ・お

ンギ)さんの遺稿が詰められ、運送を手を貸つておいた。運び出る頃は、旅館の客が誰も居なかつたので、旅館の主人が運んでくれた。

97.11.10 朝日

慰安婦の慰靈碑完成

太平洋戦争中、寧願自決があつたことで知られる沖縄県・渡嘉敷島の渡嘉敷村で九日、朝鮮半島出身の元慰安婦を追悼するモニュメントの完成式典があつた。強制連行され旧日本軍の軍属として働かされた韓国人男性や地元の農民ら約八十人が集まり、除幕を行った。

モニュメントは琉球石灰岩を三角に積み上げた形で、高さ約五メートル。神奈川県在住の陶芸家で、在日朝鮮人三世の伊集院眞理子さん(四〇)を中心、構想から三年がかりで完成させた。

英國の24時間電話スタッフが講演

虐待やいじめ、親の闇死などに悩む子どもの電話相談を「二十四時間受けている英國の「チャイルドライン」のスタッフが五日、東京都世田谷区で講演した。メンバーズは、子どもを寄り添うこと、秘密保持が大原則であることを何度も強調し、日本版を模索する市民を励ました。

子どもに寄り添い秘密保持が大原則

話したのは、主任相談員のジョン・ホールさんと、ガウンセラーエリザベス・ペリツァーさん。来年、区内の子どもを対象に電話相談の実験を計画している「世田谷こどもいのちネットワーク」(牟田佛三代表)が主催した。チャイルドラインは、BCの子どもの虐待の看組をきっかけに一九八六年に誕生した。チャイルドラインは、B

始まった。子どもは名乗る必要がなく、無料で相談できる。一日に約二万本がかかるが、四十回線しかなく、対応できるのは約三千三百本。民間団体のため、悩みは資金集めだという。

かけてくるのは十代前半

が始めてです」と話した。ネットワークはチャイルドラインの日本版づくりを主導している団体の一つ。

97.11.10 (金) 朝日(朝刊)

神奈川県朝鮮人強制連行

人権団体(吉野正・日本側代表)は七日、元従軍安全部へ向けて抗議などのかげを盛り込んだ国連人権委員会の決議をただちに受け入れるよう政府に求めた。吉野正によると、この意見書が同委員会の審議市三町で採択されたと発表した。吉野正によると、意見書は全国でも初めてといふ。

子どもが望む場合に限り別な相談を紹介したり、警察に通報したりする。「子どもは自分の声で直々報告でき、大人の顔を見なくていいのだけやすい」とホールさん。「意見を押しつけず、秘密を守ることが重要だ」と繰り返した。ペリツァーさんも、電話を受けるガウンセラーの資質として「子どもの声に耳を傾ける姿勢」を挙げ、「行動を起こすときはあくまでも子どもの許可

公益法人の経営透明化



発行所 日本経済新聞社
東京本社 〒106-0033 03-700251
東京都千代田区大手町1-9-5
電話番号 03-5210-7-9554
大阪本社 〒540-0043 7-11
大阪市中央区太平町1-1-1
電話番号 00920-1-73217
名古屋支社 〒460-0002 3222561
名古屋市中区正木2-3-1
電話番号 00800-6-6149
福岡支社 〒812-0024 7-3330
福岡市博多区博多駅前2-10-1
電話番号 01710-1-1248
札幌支社 〒060-0011 2813011
札幌市中央区北1条西7-3
◎日本経済新聞社 1997

政府、月内に新監督基準

財務情報公開を公開 子会社も認めず

対象となるのは民法と規
定する公益法人で、財團法
人と社団法人の二種類があ
る。現在、金額で二万六千
以上を越え、人事院が定め
る国家公務員の天下り届出
を通じて「職業不正取引」の形を
止め、内部監査の範囲などを規定す
るため、新たな指導監督基準を制定す
る。月内に閣議決定する。新
基準は財務情報の公開や株式報酬
制度の実施などを義務化する。
（公務員は「きよらのこども」
（公））

政府はこうした公益法人
の対象外であるため、厚生
省の監査を懸念するのが狙いだ。
（公務員は「きよらのこども」
（公））

政府はこうした公益法人
の現状を改めるため、九六
年九月に公益法人の設立許
可や理事構成などに関する
指導監督基準を閣議決定し
た。今回の新基準はそれに

続く第二弾で、「情報公開」

「株式の保有等」「内部監
査」の三項目を網羅して具体
的な指導監督基準を設ける
こととした。

財務情報の公開では、貸
借対照表、収支報告書、事
業報告書の三種類の財務報
類（現在はこのうちの一部
を所管省庁に提出）の公
開を各公益法人に義務づけ
る。公益報酬は次期事業年
度から各法人の事務所や所
長室で自由に閲覧できる
ところとなる。

子会社の株式保有に関して
は、不特定多数の利益の
實現を目的とする非議決の
公益法人が、子会社を使つ
て儲け活動をしていること
への批判が強く、金額的に
禁止する。日本自動車連
盟（JA）が「JA-FM

A4正出版）をつくり、國
外出版物の販売をしている

新たな例があるが、今後、
新たな子会社の設立を認め
ない方針だ。

所管省庁は各法人の子会
社の保有状況を調査し、既
存の子会社の保有株式もす
べて処分するよう指導す
る。ただ、日産生前の陳た
ん処理をする「あわば生命」
と出資している生命保険公
会や、地方自治体がつくる
会や、地方自治体がつくる
会が不特定の保有、公益に
係らない保有や、将来の保
有を事業運営に応じて廃し
く制限する。

内部監査を進むことは、日
本国連合会が国連会計上の
責任を持つていて、され
ばJAのようだ（数回内
に通する過大な監査）（総
理府）を持つ法人が存在す
ることに賛同の声も上がっ
ており、内部監査の問題に
よって不明瞭な資本保有を
なくしたい考えだ。

